

第3回豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会 「(仮称) 多様性推進に関する指針」の検討について(たたき台)

1 多様性推進に関する指針策定にあたっての確認事項

(1) まちづくりの長期目標：「いのちへの共感に満ちたまちづくり」

2012年6月に施行した「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」第8条に基づき、「私たちは、互いの違いを認め合い、たくさんの人に支えられ、活かされていることを理解し、すべての人が人として尊重されるまちを目指して、一人ひとりを尊重するまちづくりを進めている。

(2) 豊岡市基本構想(2017年9月策定)の主要手段4「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている」に関する事業を総合的に推進するための指針策定である。

(3) 基本構想・市政経営方針の主要手段4をさらに深め、「多様性推進のための指針」を策定し、ジェンダーギャップ解消戦略(2025年度改訂)、男女共同参画プラン(2026年度改訂)、多文化共生推進プラン(2025年度改定)へ反映させる。

さらに、性の多様性について、新たな取組やパートナーシップ制度(県の証明で市のサービス利用可)のサービス追加等の検討を行う。

2 豊岡市の多様性推進の方向性

「Diversity, Equity & Inclusion」

多様な違い(ダイバーシティ)を、互いに理解し合い(インクルージョン)、公平・公正に扱われる(エクイティ)ことにより、誰もが等しく機会を得て活躍・成長できるまちづくり。

「ダイバーシティ」の定義

人の多様性に配慮しながら、次の3つの状態を満たす組織や地域を目指す取組み

- ①様々な違いを受け入れる
- ②互いに対等な関係を築こうとしている
- ③全体として調和がとれている

3 指針の位置づけ

基本構想、地方創生総合戦略をはじめとする各種計画に横ぐしを通すもの。

- ・いのちへの共感に満ちたまちづくり条例
- ・基本構想(2018～2029年度：12年)、市政経営方針(前期：2018～2021年度・中期：2022～2025年度・後期：2026～2029年度)
- ・地方創生総合戦略(第1期：2015～2019年度・第2期：2020～2024年度※2025年度まで延長予定・第3期：2026年度～)

4 計画期間

年数を定めない。

※必要に応じて適宜見直しする。指針で定めるダイバーシティの視点を、各種施策に盛り込む。

指針案検討項目

1 目的

この指針は、多様性を尊重する社会の推進に関し、基本となる理念及び多様性を尊重する施策（「以下「多様性社会推進施策」という。」）の基本的事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、一人ひとりの違いを認め合い、多様性を尊重する社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

(1) 多様性・・・（前文に入れる）

性別、性自認、性的指向、国籍、民族、年齢、障がいの有無等について、人々の持つ個性がそれぞれに異なっていること。

(2) 男女共同参画

性別等に関わらず、すべての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(3) 多文化共生

すべての人々が、国籍、民族などの異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(4) 性別等

生物学的な性別、性自認、性的指向及び性表現をいう。

(5) ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

(6) ジェンダーギャップ

生物学的性別に付与された社会的役割、機会等の格差

※生物学的な性も性自認も多様であるが、「ジェンダー」という概念を理解するために便宜的に「男・女」という二元的な性別を用いている。

(7) 市民

市内に居所、勤務先または通学先を有する人々

※他市事例：「居所」、「市内に住所を有する」という表記あり。

(8) 事業者

市内において事業活動を行う個人、法人または団体

(9) 性的マイノリティ

性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々

※SOGIE（ソジー）

・性自認（Gender Identity）

自分が女性または男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。

・性的指向（Sexual Orientation）

異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等、人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。

- ・性表現 (Gender Expression)

服装、髪形、仕草、言葉遣い等自己の性についての表現をいう。

※LGBTQ+ ← SOGIE におけるマイノリティ

(10) 外国人市民

国籍が日本であっても、外国にルーツを持ち、言葉、生活習慣や文化等が日本と異なる方々も包括する。

(11) 外国にルーツを持つ子ども

親の両方あるいは一方が海外出身外国籍である子ども

3 基本理念

多様性を尊重する社会を推進するための基本理念は次のとおりとする。

- (1) すべての人が多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく生きることができること。
- (2) すべての人が自らの意思に基づき、多様な生き方を選択し、能力を発揮することができること。
- (3) すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合い、協力し合うことができること。

4 市の責務（役割）

5 市民の責務（役割）

6 事業者の責務（役割）

7 性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的な違いによる差別の解消

8 基本的施策

9 行動計画

「第3回検討委員会」ワークショップでの意見出し

1 ワークショップ①「多様性に関する事業の課題と必要な取組について」

【テーマ】

- ①ジェンダーギャップの解消（男女共同参画）
- ②多文化共生
- ③性の多様性

ワールドカフェ形式 20分ごとに3つのテーマを回る。（1人固定）

1 グループ：A（テーマ①）・B（テーマ②）・C（テーマ③）

2 グループ：D（テーマ①）・E（テーマ②）・F（テーマ③）

2 ワークショップ②「指針案の用語の定義について」